

議第91号

河川法第4条第1項の1級河川の指定の変更または廃止について意見を述べることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成31年2月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

河川法第4条第1項の1級河川の指定の変更または廃止について意見を述べることにつき議決を求めることについて

国土交通大臣から淀川水系に属する河川について次の表のとおり1級河川の指定を変更し、または廃止することにつき、河川法（昭和39年法律第167号）第4条第6項の規定に基づき、意見を求められたので、次のように意見を述べることにつき、同条第4項の規定に基づき、議決を求める。

意見はない。

表

山本川	左岸 滋賀県神崎郡五個荘町大字伊野部字フケ 762 番地先	蛇砂川への合流点	を
	右岸 同町同大字字北出 585 番地先		

山本川	左岸 東近江市五個荘伊野部町 153 番地先	西之湖への流入点	に
	右岸 同市同町字北出 584 番地先		

改め、

蛇砂川 北 流	蛇砂川からの分派点	西之湖への流入点	を

削る。